

次の書類の送達に当たり、送達することが困難なため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 3 第 4 項において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び旭川市下水道条例施行規程（昭和 5 2 年水道事業管理規程第 5 号）第 2 3 条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は旭川市水道局において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 6 日

旭川市水道事業管理者 富 岡 賢 司

- 1 お客様番号及び検針年月日  
別紙のとおり
- 2 書類の交付場所  
旭川市水道局上下水道部料金課
- 3 納入場所  
旭川市水道事業出納取扱金融機関（北海道銀行）  
旭川市水道事業収納取扱金融機関  
旭川市水道局  
旭川市役所、各支所及び出張所並びに東部まちづくりセンター  
下水道使用料の収納事務を取り扱うコンビニエンスストア等
- 4 送達を受けるべき者  
別紙のとおり

令和8年8月6日 公示送達者一覧

| 通番 | お客様番号       | 使用者名  | 検針日       |
|----|-------------|-------|-----------|
| 1  | 8718151-004 | 田家 優大 | 令和8年6月25日 |
| 2  | 8204379-002 | 平宮 裕子 | 令和8年5月22日 |
| 3  | 6405839-009 | 杉山 拓哉 | 令和8年6月8日  |